

令和5年度（2023年度）

生活保護法及び中国残留邦人等支援法

指定医療機関一般指導

八王子市福祉部



# 目 次

第1	医療扶助に関する事務の取扱いについて	1
	～福祉事務所との円滑な連携に向けて～	
1	医療扶助に関する事務の取扱いについて	2
2	医療要否意見書	7
3	給付要否意見書（移送）	11
4	給付要否意見書（治療材料）	13
5	給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）	17
6	訪問看護要否意見書	19
7	おむつ要否意見書	22
8	各種要否意見書の審査について	24
9	医療券・調剤券について	24
10	介護券について	25
11	八王子市福祉事務所からのお願い	26
12	診療報酬の請求について	27
13	最後に	28
	（資料）指定医療機関等の届出事項一覧	29
	（資料）生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬	30
	（資料）指定医療機関医療担当規程	32
	（資料）「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が 定める医薬品等」の実施上の留意事項について（一部抜粋）	34
第2	指定医療機関における診療と診療報酬請求上の留意点について	35

第3	医療扶助における留意点について	61
1	医療扶助のオンライン資格確認の導入について	62
2	生活保護利用者の健康管理支援について	62
3	頻回受診の適正化について	63
4	薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について	63
5	後発医薬品の使用原則化について	63
6	重複投薬・多剤投与の適正化について	64
7	指定医療機関の指定に係る申請・届出の簡素化について	65
8	柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について	65
9	通院移送費の適正な給付の徹底について	66
	(資料) 生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化に ついてご協力をお願い	67
	(資料) 生活保護利用者向けジェネリック医薬品促進パンフレット	69
第4	中国残留邦人等に対する支援給付のあらまし	71

# 第1

## 医療扶助に関する事務の取扱いについて ～福祉事務所との円滑な連携に向けて～

## 第1 医療扶助に関する事務の取扱いについて ～福祉事務所との円滑な連携に向けて～

### 1 医療扶助に関する事務の取扱いについて

#### (1) 生活保護制度とは

生活保護制度とは、日本国憲法第25条に規定する理念により、昭和25年5月に制定された生活保護法（以下「法」という。）に基づき、最後のセーフティーネットとされており、他の各種制度を全て活用したうえで最後に利用する制度となります。

この制度は、医療においても同様となり、例えば「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」などの「自立支援医療」や「難病」などの制度が利用又は活用できる場合は、生活保護における医療扶助よりも優先して活用することになります。

生活保護制度では生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類の扶助があります。皆さまの指定医療機関においては、このうち主に医療扶助について担当します。

それぞれの扶助の支給方法は現金給付が原則ですが、医療扶助と介護扶助は現物給付（医療行為を受けること、薬をもらうこと、介護サービス提供事業者からサービスを提供してもらうことなど、現金を支払うのではなく直接給付を受ける。）となります。

ただし、被保護者の中には、医療費や介護費などの一部を自分のお金で支払わなければならない被保護者がいます。これは生活保護法が困窮の程度に応じて必要最低限度の保護を行なうことから、被保護者世帯に一定の収入（年金や就労等の収入）があり、最低生活基準を超えた場合、介護費や医療費の一部を自己負担しなければならないためです。自己負担金の徴収につきましては、皆さま方の窓口等で大変お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

また、社会保険に加入している被保護者については、医療券等に社会保険の情報を記載しておりますが、各指定医療機関等の窓口でも必ず社会保険証の提示を求めようようにしてください。

## (2) 指定医療機関とは

指定医療機関とは、法第49条の規定により医療扶助のための医療を担当する機関として指定を受けた医療機関となります。令和5年4月1日現在で、病院35機関、診療所274機関、歯科181機関、訪問看護ステーション39機関、薬局227機関の医療機関が八王子市の指定を受けております。

### ○ 指定医療機関の義務

指定医療機関の義務として法第50条第1項の規定に基づく「指定医療機関医療担当規定」により、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならないこととなっております。これは、健康保険法等の規定に基づく「保険医療機関及び保険医療養担当規則」にあたります。

また、同条第2項では、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は八王子市長の行なう指導に従わなければならないと規定されています。

医療扶助による給付は、その給付に関して、保険診療と違った様々な手続きが必要になります。そのため、保険医療機関の指導とは別に生活保護法指定医療機関への指導を行なっているところです。本日の指定医療機関一般指導もこの規定に基づいて行なっております。

### ○ 診療報酬の請求

法第52条に診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の例によると規定されています。

法第52条第2項には、「これによることができないとき及び、これによることを適当としないときは、厚生労働大臣の定めるところによる」となります。(30・31ページに資料として添付してありますのでご確認ください。)

### ○ 届出の義務

法第49条の2により、指定医療機関の指定期間が6年となっているため、6年ごとに更新の届出が必要となります。保険医療機関の指定とは別に生活保護指定医療機関として八王子市長に対して届出をしてください。

また、法第50条の2により、指定医療機関の名称や所在地が変更となったときや事業の廃止、休止若しくは再開したときには、10日以内に八王子市長に対して届出をしてください。

※令和5年7月から、指定医療機関の申請等を、関東信越厚生局東京事務所を經由して八王子市へ提出することが可能となりました。(※医科・歯科・薬局のみ)

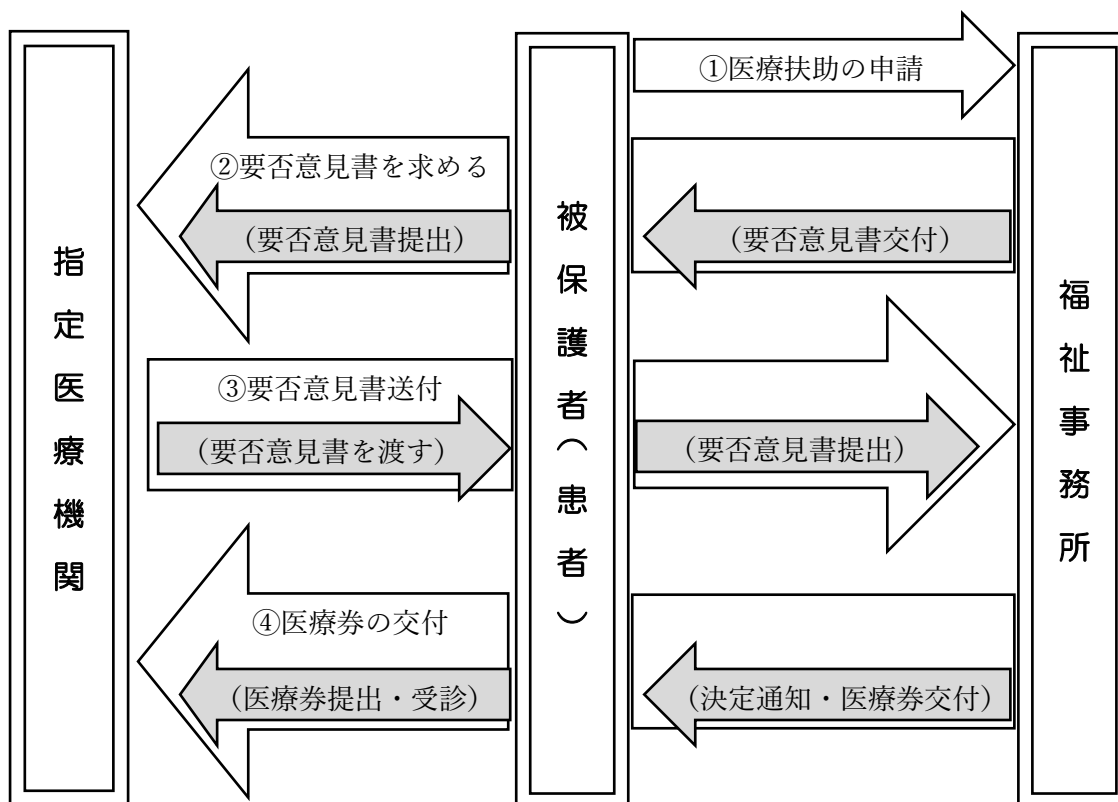
保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合には、関東信越厚生局のホームページをご確認ください。

## ○ 表示の義務

指定医療機関は、患者の見やすいところに「生活保護指定（医）」と掲示する義務があります。生活保護法による個別指導の確認事項となっておりますのでご承知おきください。

### (3) 医療扶助の申請から決定まで

医療扶助の申請から決定までの基本的な流れは下記の図のとおりです。



要否意見書をとおして医療の必要性を検証し、必要があると判断したら被保護者に医療券を交付し受診させるという流れになります。

ただし、実際の事務では、被保護者に要否意見書や医療券を手渡すことで、書類の紛失等があることから各福祉事務所から直接医療機関に送付していることがほとんどです。

このほか、生活保護を利用していない急迫患者などの治療をした場合など、手続きが異なるものもあります。

各福祉事務所でも手続きが異なることがありますので、不明点等がありましたら被保護者を保護している福祉事務所に確認して指示に従ってください。



#### (4) 医療の要否確認について

医療要否意見書は法による医療扶助を受けようとするとき又は現に受けている医療扶助の停止・廃止を行なう場合に必要となる重要な書類になります。ご多忙の中恐縮ですが、各福祉事務所から医療要否意見書の依頼があった場合には、できるだけ詳しく、かつ、正確に記載をしてください。

次に、医療要否意見書の徴収時期ですが下記の図のとおりとなっています。ただし、患者の状態が急迫な時など、福祉事務所の決定により、医療要否意見書にて医療の要否確認を行なう前に受診できる場合があります。何かありましたら、各医療機関から福祉事務所へご連絡ください。

	医療扶助新規				継続			
	入院		入院外		入院		入院外	
	単給	併給	単給	併給	単給	併給	単給	併給
医療給付 要否意見書	○	○	○	○	○	○	○	○
		(ただし、病状の悪化等により明らかに入院医療の必要が認められ、かつ、活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く)		(ただし、明らかに必要性が認められ、活用すべき他法他施策がないと判断される場合を除く)	(3ヶ月ごと)	(3ヶ月ごと)	(3ヶ月ごと)	(6ヶ月ごと)
					<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">           ただし、慢性疾患は嘱託医の判断により6ヶ月ごと         </div>			

その他、要否意見書には「精神疾患入院要否意見書」や「給付要否意見書」などがあります。各要否意見書は、福祉事務所が必要とされるときに患者本人に持参させるか、福祉事務所から直接、各医療機関へ発送されます。

※ 令和3年(2021年)4月1日より八王子市福祉事務所では、各要否意見書の指定医療機関からの押印をなくしてあります。書式上に押印欄が残っている場合がありますが、押印を省略していただいて上記のとおりお取扱いください。他の福祉事務所での取扱い状況については、異なる場合がありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

## (5) 被保護者による医療機関受診時の注意事項

医療券がある場合は、有効期間について確認をしてください。

医療券や要否意見書を持たずに受診をする場合や各書類が医療機関へ送付されていない場合には、大変お手数をおかけしますが、担当の福祉事務所へ確認をしてください。

救急車で搬送されてきた患者の場合は、患者の居住地の福祉事務所（八王子市内の医療機関であれば、八王子市福祉事務所）に連絡をしてください。また、居住地がわからない場合には、医療機関の所在地のある福祉事務所にご連絡をお願いします。救急隊が提出する送致届等が福祉事務所に届いてから事務が開始されます。

## (6) 医療扶助の範囲

医療扶助の範囲は、国民健康保険及び健康保険における療養費の支給の範囲をあわせたものとほぼ同様です。ただし、1(2)の「○ 診療報酬の請求」(P7)に記載があります「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」で、保険外併用療養費の支給など、取扱いが違うものが示されていますのでご注意ください。

保険外併用療養費とは、保険診療との併用が認められる療養費のことで評価療養と選定療養があります。特に、入院時の差額ベッドなど患者の選択による上乗せの保険外療養は選定療養であり、指定医療機関には適用されません。

### ※差額ベッドについて

- 指定医療機関につきましては、治療上個室への入院が必要な場合も、患者に特別な料金を求めることはできません。(参考：平成18年3月13日保医発第0313003号保険局医療課長通知 P34に一部抜粋で資料があります。)
- 患者の希望により差額ベッドを支払い、個室に入院した場合には、当該月の医療扶助は医療券の適用ができず、すべて患者の自己負担となる場合があります。

### ※180日を超えて入院している患者の例外的給付について

- 入院基本料が保険外併用療養費化された場合、受け入れ先が確保されるまでの間は、患者の入院基本料等相当額(15%分)については医療扶助で支給しますので、各福祉事務所に直接請求してください。(ただし、一般の方は課税となりますが、生活保護利用者については非課税の取扱いとなりますのでご注意ください。)

## 2 医療要否意見書

下図が八王子市福祉事務所の医療要否意見書の見本となります。他の福祉事務所の場合は、必要事項を追加している場合がありますのでご確認ください。

医療要否意見書 ( 月分)		地区担当員																					
医科	ケース番号	班担当																					
(氏名) _____ に係る 令和 年 月 日からの医療の要否について意見を求めます。 (住所) _____ ( ) 昭和 年 月 日生 _____ 令和 年 月 日 _____ 様 八王子市福祉事務所長 <div style="float: right; border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             八王子市福祉事務所長印           </div>																							
傷病名又は部位	(1)	初診年月日	(1) 年 月 日	転 帰																			
	(2)		(2) 年 月 日	年 月 日																			
	(3)		(3) 年 月 日	治 癒	死 亡	中 止																	
主要症状及び今後の診療見込 _____																							
診療見込期間	入院外	か月間 日間	概算医療費	(1) 今回診療日以降 1 か月間	(2) 第2か月日以降 6 か月目まで	福祉事務所への連絡事項																	
	入院	か月間 日間	(入院料 円)	円	円																		
上記のとおり 入院 医療を ( 1. 要する 2. 要しない ) と認めます。 八王子市福祉事務所長 _____ 様 _____ 年 月 日 指定医療機関の所在地及び名称 院 ( 所 ) 長 担当医師 ( 診療科目 ) _____ (印)																							
※ 嘱託医の意見 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">嘱託医審査結果表示記号</th> <th colspan="3">期 間</th> <th rowspan="3" style="text-align: right;">要 次回要否意見書提出 月以降分</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">A</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">B</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">1 2 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td style="text-align: center;">c</td> <td style="text-align: center;">a b</td> <td style="text-align: center;">4 5 6</td> </tr> </table>						嘱託医審査結果表示記号			期 間			要 次回要否意見書提出 月以降分	A	B		C		1 2 3	a	b	c	a b	4 5 6
嘱託医審査結果表示記号			期 間			要 次回要否意見書提出 月以降分																	
A	B		C		1 2 3																		
	a	b	c	a b	4 5 6																		
社保負担		他法負担		※本人支払額																			
( 切 取 線 ) _____ (印)																							
※発行年月日		年 月 日		診察料・検査料請求書																			
※受理年月日		年 月 日		年 月 日																			
八王子市福祉事務所長 _____ 様 _____ 年 月 日 指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名 _____ (印) 下記のとおり請求します。																							
この券による診察年月日		年 月 日		※受診者名																			
請 求 額	診 察 料	初・再	点	(検査名)																			
	〃	〃	〃																				
	〃	〃	〃																				
合 計		点	円	※社保等負担額	円	差引計	円																
「生活保護法（指定医療機関のしおり）」に基づき記入してください。 <div style="float: right;">※発行取扱者</div>																							
福祉事務所決裁欄		課 長	地区査察	担 当	* * *	医療担当																	
上記により医療扶助 を開始します。																							
		起案	年 月 日																				
		決裁	年 月 日																				
		施行	年 月 日																				

## (1) 医療可否意見書とは


患者の医療が必要かどうかを福祉事務所が判断する非常に重要な手続き書類です。

また、福祉事務所では、被保護者一人ひとりに援助に関する方針を定めるうえでの重要な書類となります。

例えば、「医師の指示に従ってきちんと治療を行なっているか」、「服薬や自己注射などきちんと管理できているか」などの状況がわかれば、福祉事務所では、それに合わせたサポート体制を生活の様々な場面で組んでいき、生活保護法の理念である「自立の助長」をします。

このように、医療可否意見書は福祉事務所が被保護者の病状を把握するための非常に重要な書類になるため、できるだけ詳しく、かつ、正確に記載をしてください。

(2) 医療要否意見書記載のポイント (日付)

医科		医療要否意見書 ( 月分)		地区担当員		
		ケース番号	班担当		イ	
(氏名)	に係る令和 年 月 日から				の医療の要否について意見を求めます。	
(住所)	( )	昭和 年 月 日生	ア		令和 年 月 日	
八王子市福祉事務所長 						
傷病名又は部位	(1)	初診年月日	(1)	年 月 日	転 帰	
	(2)		(2)	年 月 日	年 月 日	
	(3)		(3)	年 月 日	治 死 中 止 ゆ 亡 止	
主要症状及び今後の診療見込						
診療見込期間	入院外	か月間 日間	概算医療費	(1) 今回診療日以降 1 か月間	(2) 第2か月日以降 6 か月目まで	福 祉 事 務 所 へ の 連 絡 事 項
	入院	か月間 日間		円	円	
上記のとおり 入院 医療を (1. 要する 2. 要しない) と認めます。						
八王子市福祉事務所長 様			指定医療機関の所在地及び名称 院 ( 所 ) 長 担当医師 ( 診療科目)		ウ 年 月 日	

○「ア」の日付 (福祉事務所にて記載)

この日付より前に医学的判断が必要であるという意味です。従って、それより前に医療機関からの提出があることが原則になります。ただし、福祉事務所も被保護者の受診にかかる情報等が把握しきれず、医療機関への依頼が遅れることがありますので、その場合は、速やかに提出してください。

医療要否意見書の提出が遅れるということは、医療の必要性を福祉事務所が決定しないまま治療をしているということになります。また、福祉事務所が医療の必要性を決定していない場合は、「医療券」の発行ができず、診療報酬等の請求事務に支障をきたすことがありますので、速やかに提出してください。

○「イ」の日付 (福祉事務所にて記載)

福祉事務所が医療要否意見書を発行した日を記載します。


○「ウ」の日付 (医療機関にて記載)

担当医師が医療要否意見書を記載した日を記載し、署名をしてください。

※要否意見書の交付から医師の記載まで数か月以上の遅延があると個別指導の指摘箇所となります。

(3) 医療要否意見書記載のポイント（主要症状の記載）

- 傷病名については、現在治療中の傷病名の記載をします。
- 主要症状については、書き込み不足が八王子市の実施した個別指導事例でも散見されるので、主要症状及び今後の診療見込に関連する臨床検査結果等を記載してください。
- 継続の案件で前回と同じ状態の場合や慢性疾患の場合、治療を継続することが当たり前ですが、記載の省略はできません。

医科		ケース番号	班担当			
(氏名) _____ (住所) _____		令和 年 月 日 からの医療の要否について意見を求めます。				
( ) 昭和 年 月 日生		令和 年 月 日 八王子市福祉事務所長				
						
傷病名又は部位	(1)	初診年月日	(1) 年 月 日	転 帰		
	(2)		(2) 年 月 日	年 月 日	治 死 中	
	(3)		(3) 年 月 日	ゆ 亡 止		
主要症状及び今後の診療見込						
診療見込期間	入院外	か月間 日間	概算医療費	(1) 今回診療日以降 1 か月 間	(2) 第2か月日以降 6 か月 目まで	福祉事務所への連絡事項
	入院	か月間 日間		(入院料) 円	(入院料) 円	
上記のとおり 入院 医療を (1. 要する 2. 要しない) と認めます。						
八王子市福祉事務所長 _____ 様			指定医療機関の所在地及び名称 院 ( 所 ) 長 担当医師 ( 診療科目 ) _____			
年 月 日						

※八王子市の個別指導事例：「上記疾患のため継続加療が必要」では記載不足であり、慢性疾患であっても、臨床検査結果や自己注射の実施状況、薬の種類や量などで現在の症状を判断する必要があるため、病状に変化がなくてもこれらを記載してください。

(4) 医療要否意見書記載のポイント（その他）

- 新規患者や救急搬送された患者で詳細な状況がわからない場合については、主要症状欄に「救急搬送の状況や症状・状態」、「現在の治療と経過」、「急変時の対応状況」等記載して、提出することを優先してください。
- 臨床検査結果を待っていると提出が遅れる場合は、主要症状欄に「検査結果待ち」等記載して、提出することを優先してください。
- 患者の状況等により要否意見書の提出が遅れる場合は、内容がある程度書き込める時点で提出してください。内容等の追記や確認が必要と判断された場合は、福祉事務所から随時連絡がありますのでその時点での状況をお話ください。

### 3 給付要否意見書（移送）

下図が八王子市福祉事務所の給付要否意見書（移送）の見本となります。他の福祉事務所の場合は、必要事項を追加している場合がありますのでご確認ください。

タクシーによる移送については、繰り返し不正受給が発生しています。平成19年に発覚したタクシー移送費詐取事件では、2億4千万円もの金額が搾取されました。この事件を契機に国の指導や監査において厳正なチェックが行なわれています。

		地区担当員 班				
給付要否意見書（所要経費概算見積書）		課長	地区査察	担当	***	医療担当
起案 決裁 施行		年	月	日		
下記により医療扶助を開始します。		認定日及び診療予定（治ゆ）				年 月 日～ 年 月 日
※福祉事務所記載欄	※ケース番号	班		※新規・継続	※受理年月日 年 月 日	
	※（令和 年 月 日）以降の（氏名）		（ 歳）に係る		令和 年 月 日	
移送の給付の要否について意見を求めます。		様		八王子市福祉事務所長		
要 否 意 見 書 （ 医 師 記 載 欄）	傷病名	傷病の程度及び給付を必要とする理由				
	給付内容	治療材料[種類]				
	移送[種類・区間]	治療に必要な通院頻度	1ヶ月に		日	
		移送を要する見込期間		ヶ月		
記載欄		（患者氏名） について、上記のとおり給付を（1要する 2要しない）と認めます。 八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 院(所)長 (印)				
所要経費概算見積書（取扱業者記載欄）	治療材料	種類	品名（商品名）	単価	数量	金額
	合計					
記載欄		（治療材料） について、上記のとおり概算見積します。 八王子市福祉事務所長 様 年 月 日 取扱業者の所在地及び名称 (印)				
※福祉事務所欄	（移送費概算額等を記載）					
※病歴 託 医 見	年 月 日 嘱託医 (印)					

（記載注意） ※印欄は福祉事務所にて記入するので、記載しないこと。

TACF007A\_13201

## (1) 給付要否意見書（移送）とは

被保護者の医療機関への交通手段は、電車やバスなどの一般公共交通機関の利用が原則になりますが、被保護者の病状等によりタクシー（介護タクシーを含む）利用ができます。タクシー利用の必要性については、「給付要否意見書」を使用して福祉事務所が判断をして手続きを開始します。

		地区担当員 班			
給付要否意見書（所要経費概算見積書）		課長	地区査察担当	***	医療担当
起案 決裁 施行		年	月	日	
下記により医療扶助を開始します。		認定日及び診療予定（治ゆ）		年	月
※福祉事務所記載欄	※ケース番号	班		※新規・継続	※受理年月日
	※（令和 年 月 日以降の）（氏名）		（ 歳）に係る		年 月 日
移送の給付の要否について意見を求めます。		令和 年 月 日		八王子市福祉事務所長	
要 否 意 見 書 （ 医 師 記 載 欄）	傷病名	傷病の程度及び給付を必要とする理由			
	治療材料[種類]				
	移送[種類・区間]	治療に必要な通院頻度	1ヶ月に		日
		移送を要する見込期間	ヶ月		
（患者氏名）		について、上記のとおり給付を		（1要する 2要しない）	
と認めます。		年 月 日		指定医療機関の所在地及び名称	
八王子市福祉事務所長		様		院(所)長 (印)	

## (2) 給付要否意見書記載のポイント

- タクシー等を要する場合には、「1要する」として、傷病名及び必要とする理由、移送の種類及び区間、1ヶ月に治療に必要な日数、移送を必要とする見込み期間の記載をしてください。

必要とする理由として、「車いす利用」のみの記載だと一般公共交通機関での移動が困難な理由とはなりませんので、「手術直後のため固定が必要であり、自力での電車移動等は困難」など詳しい状態を併記してください。


- 傷病の程度によりタクシー等の利用が不要で一般公共交通機関を利用して通院できる場合には「2要しない」としてください。

「2要しない」と判断することが患者との関係などから難しいことは承知しておりますが、適正な運用のため、ご理解とご協力をお願いします。なお、患者に疑義が生じた場合は、福祉事務所への連絡もしてください。



4 給付要否意見書（治療材料）

下図が八王子市福祉事務所の給付要否意見書（治療材料）の見本となります。他の福祉事務所の場合は、必要事項を追加している場合がありますのでご確認ください。

		地区担当員 班				
給付要否意見書（所要経費概算見積書）		課長	地区査察	担当	***	医療担当
		起案 決裁 施行	年 年	月 月	日 日	
下記により医療扶助を開始します。		認定日及び診療予定（治ゆ）			年 月 日～ 年 月 日	
※福祉事務所記載欄	※ケース番号	班		※新規・継続	※受理年月日 年 月 日	
	※（ 令和 年 月 日 以降）の（氏名）				（ 歳）に係る	
※「治療材料」の給付の要否について意見を求めます。 様 令和 年 月 日 八王子市福祉事務所長						
要否意見 （医師記載欄）	傷病名	傷病の程度及び給付を必要とする理由				
	給付内容	治療材料[種類]				
	移送[種類・区間]	治療に必要な通院頻度		1ヶ月に		日
		移送を要する見込期間		ヶ月		
（患者氏名） について、上記のとおり給付を（1要する 2要しない）と認めます。 年 月 日 八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 院（所）長				(印)		
※所要経費概算見積書（取扱業者記載欄）	治療材料	種類	品名（商品名）	単価	数量	金額
	合計					
（治療材料） について、上記のとおり概算見積します。 八王子市福祉事務所長 様 年 月 日 取扱業者の所在地及び名称				(印)		
※福祉事務所欄	（移送費概算額等を記載）					
※嘱託医	年 月 日 嘱託医					

（記載注意） ※印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。

TACP007A\_13201

(1) 給付要否意見書（治療材料）とは

- 治療用装具や義肢、収尿器、ストーマ装具、歩行用つえなどの治療材料が必要となった場合に、被保護者の申請に基づき、原則として（貸与を適当としない物品や修理が困難であるとき、貸与又は修理による費用が購入による費用より高額になるときその他貸与又は修理が適当としない場合を除き）貸与又は修理として給付要否意見書を交付します。
- 治療材料の費用は、原則として、国民健康保険の療養費の例の範囲内となります。

治療や被保護者が生活をする上で真にやむを得ないと福祉事務所で判断できないと、給付できない物もありますので判断に迷う場合には、福祉事務所に確認をしてください。

また、他法（障害者総合支援法や介護保険法による福祉用具貸与など）の活用が図れる場合はそちらが優先となりますのでご注意願います。

		地区担当員 班				
給付要否意見書（所要経費概算見積書）		課長	地区査察	担当	***	医療担当
		起案 決裁 施行	年 年	月 月	日 日	
下記より医療扶助を開始します。		認定日及び診療予定（治ゆ）				年 月 日～ 年 月 日
※福祉事務所記載欄	※ケース番号	班		※新規・継続	※受理年月日 年 月 日	
	※（令和 年 月 日）以降の（氏名）		（ 歳）に係る		令和 年 月 日	
治療材料の給付の要否について意見を求めます。		様		八王子市福祉事務所長		
要否意見 （医師記載欄）	傷病名	傷病の程度及び給付を必要とする理由				
	給付内容	治療材料[種類]				
	移送[種類・区間]	治療に必要な通院頻度		1ヶ月に 日		
		移送を要する見込期間		ヶ月		
記載欄	（患者氏名）		について、上記のとおり給付を（1要する 2要しない）と認めます。			
	八王子市福祉事務所長 様		指定医療機関の所在地及び名称 院（所）長 (印)			
所要経費概算見積 （取扱業者記載欄）	治療材料	種類	品名（商品名）	単価	数量	金額
	合計					
		（治療材料）について、上記のとおり概算見積します。				
八王子市福祉事務所長 様		取扱業者の所在地及び名称 (印)				

## (2) 給付可否意見書（治療材料）記載のポイント

- 要否が必要な日付は福祉事務所で記載します。
- 傷病名については、治療材料を必要とする傷病名を記載してください。
- 治療材料の種類については、必要とする治療材料の種類を記載してください。
- 所要経費概算見積欄は、治療材料の取扱業者に見積を依頼してください。取扱い業者による見積書の添付も可能です。

## (3) 治療材料として福祉事務所が行う給付判断のポイント

特に指定医療機関から問い合わせの多い、衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、絆創膏等）・保険医療材料等（注射器、注射針、カテーテル等）についての治療材料としての給付基準については以下の判断に基づいて決定しています。

- レセプト請求の中で対応できるものではないか
  - ・ もともと診療報酬点数に含まれているもの
  - ・ 診療報酬の材料加算
  - ・ 特定保険医療材料

例：在宅療養指導管理料・・・「在宅療養指導管理に要する医療材料の費用は、別に診療報酬上の加算や特定保険医療材料として評価されている場合を除き、当該指導管理料に含まれるものとして医療機関が必要かつ十分な支給をしなければならず、別途患者からの実費徴収が認められていない。」

補装具や杖、眼鏡等についての給付基準は上記に加え、以下の判断もしています。

- 代替方法はないか
  - ・ 通常の生活用品等で代替できないか
  - ・ 保険内のものを使用した治療に替えることはできないか
- 障害者総合支援法の補装具、日常生活用具の活用が可能か
- 介護保険法の福祉用具の貸与・購入の対象か

(4) 給付要否意見書（眼鏡）

給付要否意見書で眼鏡の作製の場合には、流れが少し異なりますのでご確認ください。

地区担当員 班		課長	地区査察	担当	***	医療担当
給付要否意見書（所要経費概算見積書）						
起案 決裁 施行	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
下記により医療扶助 を開始します。		認定日及び診療予定（治ゆ）		年 月 日～ 年 月 日		
※福祉事務所記載欄	※ケース番号	班		※新規・継続	※受理年月日 年 月 日	
	※（ 令和 年 月 日 ）以降の（氏名）		（ 歳）に係る			
治療材料 の給付の要否について意見を求めます。		様		令和 年 月 日		八王子市福祉事務所長 印
八王子市福祉事務所長		様		指定医療機関の所在地及び名称 院（所）長		
要 否 意 見 （ 医 師 記 載 欄）	傷 病 名	傷病の程度及び給付を必要とする理由				
	給 付 内 容	治療材料〔種類〕				
		移送〔種類・区間〕	治療に必要な通院頻度	1 ヶ月に		日
			移送を要する見込期間			ヶ月
	（患者氏名）		について、上記のとおり給付を（1要する 2要しない）			
	と認めます。		年 月 日			
	八王子市福祉事務所長		様			
			指定医療機関の所在地及び名称 院（所）長			
所要経費概算見積 （取扱業者記載欄）	治療材料	種類	品名（商品名）	単価	数量	金額
	合計					
	（治療材料）		について、上記のとおり概算見積します。			
	八王子市福祉事務所長		様			
			年 月 日			
			取扱業者の所在地及び名称			
※福祉事務所欄	（移送費概算額等を記載）					
※嘱託医見	年 月 日 嘱託医					

（記載注意） ※印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。

(5) 給付要否意見書（眼鏡）記載のポイント

- 傷病名、眼鏡を必要とする理由、治療材料（種類）、記入日、指定医療機関の所在地及び名称を記載したものと、眼鏡の処方箋を被保護者に直接お渡しください。被保護者が、眼鏡店に給付要否意見書と処方箋を持ち込み、眼鏡店が見積書を記載のうえ福祉事務所に返送します。審査後、眼鏡店に「治材券」を送付します。
- 老眼による近用メガネのみの作製は給付要否意見書ではできません。

5 給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）

下図が八王子市福祉事務所の給付要否意見書の見本となります。他の福祉事務所の場合は、必要事項を追加している場合がありますのでご確認ください。

給付要否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）		地区担当員			
		課長	地区査察	担当	****
	起案 年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	決裁 年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
下記により医療扶助を開始します。		認定日及び診療予定（治ゆ）		年月日～年月日	
※福祉事務所記載欄	※ケース番号	※新規・継続		※受理年月日 年月日	
	※（令和年月日以降の）（氏名）（歳）に係る施術の給付の要否について意見を求めます。				
院（所）長様			八王子市福祉事務所長		
平成 年 月 日					
要否意見（施術者記載欄）	傷病名（部位）	初療年月日	転帰（継続の場合）	傷病の程度及び給付を必要とする理由	
	(1)	年月日	治ゆ・中止・継続		
	(2)	年月日	治ゆ・中止・継続		
	(3)	年月日	治ゆ・中止・継続		
	(4)	年月日	治ゆ・中止・継続		
	(5)	年月日	治ゆ・中止・継続		
療養（治ゆ）見込期間		概算見積額（初療時又は7ヶ月目以降）			
ヶ月又は日間		1月目	円	2月目	円
		3月目	円	4月目	円
往療が必要な場合その理由		5月目	円	6月目	円
（患者氏名） について、上記のとおり給付を（1要する 2要しない）と認めます。 年 月 日 八王子市福祉事務所長 様 指定施術機関（施術者）の所在地及び名称					
医師同意	同意年月日	年 月 日			
	指定医療機関名				
	所在地				
	医師氏名				
	注意事項等	（施術に当たって注意すべき事項等があれば記載してください）（任意）			
※嘱託医意見	年 月 日 嘱託医				

（記載注意）

- 1 施術を行う場合は、事前に医師の同意を得ること。
- 2 転帰「（継続の場合）」欄は、6ヶ月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 3 「療養（治ゆ）見込期間」及び「概算見積額」欄は、初療時（6ヶ月を超えて療養を必要とする場合は7ヶ月目以降）の療養（治療）見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 4 ※印欄は福祉事務所にて記入するので、記載しないこと。

（印）

## (1) 給付可否意見書（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）記載のポイント

初回または継続に関わらず、あん摩・マッサージ、はり・きゅうの施術を受ける場合は、変形徒手矯正術に限らず、必ず医師の書面による直筆の同意書が必要となります。

同意につきましては、施術者から口頭による同意確認はできませんので、必ず診察の上、給付可否意見書の「医師同意」欄に医師が直接記入するか、同意書による同意をするようにしてください。

## (2) 同意の際の注意点

- 同意の際には、施術の同意のみならず、「往療が必要な場合その理由」欄を確認の上、同意するようにしてください。
- はり・きゅうの同意をする場合には、慢性病であって、医師による適正な治療手段がない場合に受けることができるとなっていますので、医療の給付が行なわれている期間は施術の給付ができませんのでご注意ください。
- あん摩・マッサージの場合には、患者の症状が投薬その他の治療によっても効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠な場合に限り認められるとなっておりますので、単なる肩こりや慰安のための施術は認められないことになっていることにもご注意ください。
- 医療扶助では医師の同意は給付可否意見書への記載で確認しておりますので、給付可否意見書以外の書類での同意書は原則不要です。ただし、社会保険の資格を有する患者の場合は、給付可否意見書とは別に同意書又は診断書が必要となりますのでご注意ください。また、給付可否意見書の医師同意欄に署名の場合は、「指定医療機関担当規程」により、可否意見書は無償で交付することとなり、指定施術機関にも準用することとなっていますので、療養費同意書交付料のレセプト請求はできませんのでご注意ください。

## 6 訪問看護要否意見書


下図が八王子市福祉事務所の訪問看護要否意見書の見本となります。他の福祉事務所の場合は、必要事項を追加している場合がありますのでご確認ください。

地区担当員 班

認定日及び診療予定（治ゆ）

年 月 日～ 年 月 日

### 訪問看護要否意見書

訪問看護		ケース番号	班担当
に係る 令和 年 月 日からの訪問看護の要否について意見を求めます。			
(氏名)	( ) 昭和 年 月 日生		
(住所)	令和 年 月 日	院(所)長様	令和 年 月 日
八王子市福祉事務所長			

利用者氏名		生年月日	年 月 日
主たる病名		訪問看護 開始年月日	年 月 日
病状・治療状態 (改善の見込み等)			
訪問看護 見込期間	ヵ月	訪問看護 見込回数 (1週当たり)	1. 1回      4. 4回以上 2. 2回      5. その他 3. 3回      ( 週当たり 回)
実施が適当と 思われる訪問 看護事業者	所在地 名称		
上記のとおり 訪問看護を ( 1. 要する      2. 要しない ) と認めます。 (あて先) 八王子市福祉事務所長 様      年 月 日 指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名      (印)			
福祉事務所 ※ 嘱託医意見	1. 訪問看護の要否 (ア 要する イ 要しない) 2. 訪問看護見込期間 ( ヵ月) 3. 訪問看護見込回数 (1週当たり 回 ( 週当たり 回)) 4. 参考意見      年 月 日 嘱託医      (印)		

※印の欄は福祉事務所で記入します。



04626034000101

## (1) 訪問看護要否意見書とは

訪問看護は、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行なう療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合に限り認められ、訪問看護ステーションが主治医から指示書を受けて患者宅に訪問して行なう場合に交付されます。

ただし、要介護認定又は要支援認定を受けている者の場合には、原則、介護保険の訪問看護が優先されます。医療保険での対象になる場合として、急性増悪時（特別訪問看護指示書）、末期がんや難病等に対する場合、精神疾患を有する者（認知症が主病名である者を除く。）であり精神科訪問看護指示書が発行されている場合、医療機関に所属する看護師等が訪問して行なう場合などになります。

また、他法による訪問看護が可能な場合には、他法が優先になります。


訪問看護ステーションによる訪問看護が必要と判断された場合には、訪問看護ステーションを利用される前に福祉事務所にご連絡ください。連絡を受けた後に、指定医療機関に対して訪問看護要否意見書を発行して送付します。



訪問看護要否意見書

訪問看護	ケース番号	班担当
に係る 令和 年 月 日 からの訪問看護の要否について意見を求めます。		
(氏名) (住所)	( ) 昭和 年 月 日 生	院(所)長様 令和 年 月 日 八王子市福祉事務所長
利用者氏名	生年月日	年 月 日
主たる病名	訪問看護 開始年月日	年 月 日
病状・治療状態 (改善の見込み等)		
訪問看護 見込期間	カ月	訪問看護 見込回数 (1週当たり)
		1. 1回 2. 2回 3. 3回 4. 4回以上 5. その他 ( 週当たり 回)
実施が適当と 思われる訪問 看護事業者	所在地 名称	
上記のとおり 訪問看護を ( 1. 要する 2. 要しない ) と認めます。	年 月 日	
(あて先) 八王子市福祉事務所長 様	指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名 (印)	
福祉事務所 ※ 囑託医意見	1. 訪問看護の要否 (ア 要する イ 要しない) 2. 訪問看護見込期間 (カ月) 3. 訪問看護見込回数 (1週当たり 回 ( 週当たり 回)) 4. 参考意見 年 月 日 囑託医 (印)	

※印の欄は福祉事務所で記入します。



04626034000101


(2) 訪問看護要否意見書記載のポイント

- 上図の太枠で囲まれた部分を全て記入願います。
- 「実施が適当と思われる訪問看護事業者（指示書を交付する事業者）」は、被保護者の自宅から比較的近距離の事業者を選ぶようにしてください。
- 訪問看護見込期間は、最大6か月となっています。7か月以降も必要な場合には、再度訪問看護要否意見書が必要となりますので、福祉事務所にご連絡ください。

## 7 おむつ要否意見書

下図が八王子市福祉事務所のおむつ要否意見書の見本となります。他の福祉事務所の場合は、給付要否意見書（移送）と同様の様式を使用していることがありますのでご確認ください。

### おむつ要否意見書

※福祉事務所記載欄	※(氏名) _____ ( 歳)に係る <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">令和 年 月 日</span> からの、 おむつ使用の要否について意見を求めます。 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; width: 100px; height: 15px;"></span> 八王子市福祉事務所長 	
	傷 病 名	おむつを必要とする理由
要否意見 (医療機関記載欄)	おむつの種別	1 紙おむつ                      2 布おむつ
	見 積 額	1. 月                      枚(1日)                      枚×                      日間) 1. 月                      枚×単価                      円=                      円
	使用見込期間	年                      月から、約                      月間(予定)
	(患者氏名) _____ について上記のとおり、おむつ使用を(1 要する 2 要しない)と認めます。 八王子市福祉事務所長                      様                      年                      月                      日 指定医療機関の所在地及び名称  担当医師名 <span style="float: right;">(印)</span>	
※嘱託医意見		

※発行取扱者

(記載注意)

1 ※印欄は福祉事務所で記入するので、記載しないこと。

(1) おむつ要否意見書とは

常時失禁状態にある患者等について、おむつ等の必要な場合におむつの必要性の有無及び種類、見積額、使用見込み額を記載してください。

おむつ要否意見書

※福祉事務所記載欄	※(氏名) ( )歳に係る 令和 年 月 日 からの おむつ使用の要否について意見を求めます。	
	令和 年 月 日 八王子市福祉事務所長	
要 否 意 見  (医 療 機 関 記 載 欄)	傷病名	おむつを必要とする理由
	おむつの種別	1 紙おむつ                      2 布おむつ
	見積額	1. 月 枚(1日)                      枚×                      日間)                      円 1. 月 枚×単価                      円=
	使用見込期間	年 月から、約 月間(予定)
	(患者氏名)	について上記のとおり、おむつ使用を (1要する 2要しない) と認めます。
	八王子市福祉事務所長 様	年 月 日
	指定医療機関の所在地及び名称	担当医師名 (印)

(2) おむつ要否意見書記載のポイント

- 日付は福祉事務所で記載します。この日付以降の要否について確認をしておりますので必ず日付の確認をしてください。
- 常時失禁状態にありおむつの使用が必要な場合には、「1要する」として、おむつを必要とする傷病名及びその理由を記載してください。

おむつの種別、見積額について、院内で購入した場合には、種別及び購入見積額を記載してください。患者による持込の場合には、余白に「患者持込のため不明」と記載してください。

使用見込期間については、最大が6ヶ月間となっておりますので、それ以降継続して必要な場合には、再度「おむつ要否意見書」の送付をしますので記載をしてください。

おむつについては、月の上限額が21,700円以内(令和5年現在)と決まっており、この額を超えた場合は、患者の自己負担となりますので院内で購入の場合はご注意ください。また、上限額は毎年度10月に行われる生活保護費の基準改定により変更となる場合がありますので、最新の上限額については福祉事務所まで確認してください。

- 特におむつの使用が必要ない場合には、「2要しない」としてください。「2要しない」とした場合でも、医療機関の所在地及び名称、担当医氏名を記載して返送してください。

## 8 各種要否意見書の審査について

各種要否意見書の審査は、市が委嘱している嘱託医によって行なわれています。

嘱託医による審査は、原則として精神入院に関することは、毎週木曜日、それ以外は、毎週水曜日に行なっています。

嘱託医も現役の医師であり、多方面で尽力されていることから、学会等の都合により規定の曜日に審査できないこともありますので、各種要否意見書のご提出につきましては期日に余裕をもってお願いいたします。

## 9 医療券・調剤券について

医療扶助による診療、薬剤、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療券や調剤券（以下「医療券等」という。）の発行をもって行なわれます。医療券等は歴月を単位として発行されますが、月の途中を始期、終期とする場合には、それぞれの有効期限が医療券等に記載されます。

医療券等には、被保護者の氏名、住所のほか、公費負担者番号、受給者番号、社会保険保有情報、一部負担金の有無、交付番号など、診療報酬の請求に必要な情報が記載されていますので、医療機関に届きましたら必ずそれらの内容を確認してください。

よくある請求誤りとしましては、①居住地が八王子市であっても他市の生活保護を利用している場合、②居住地が八王子市でないにもかかわらず八王子市福祉事務所が保護を行なっている場合、③既に生活保護を廃止となっている場合などがあります。福祉事務所間でレセプトのやり取りはできないため、その場合は返戻にて処理をさせていただきますのでご注意ください。

医療券等は、被保護者が受診時に持参することが原則ですが、持参もなく、郵送もされていない場合は、必ず被保護者より保護の実施機関を聞き取りの上、各福祉事務所に受診前にご連絡ください。

また、医療券等を八王子市福祉事務所まで受け取りにいけない場合などは、南口総合事務所を除く、居住地の近くにある市民部事務所で、「診療依頼書」（歯科・産婦人科・市外の医療機関を除く）を発行しております。市民部事務所から連絡があり次第、医療券を発券して送付しておりますので、利用者が「診療依頼書」を持参した場合もご対応をお願いいたします。

診療依頼書には、他に「被保護児童・生徒の『課外授業・修学旅行等での医療機関受診』について」というものもあります。これは、生活保護を利用している児童・生徒が課外授業や修学旅行等で医療機関を受診する場合に持参させている書類になります。各医療機関につきましては、この依頼書を持参した利用者が診療に来られた場合には、返送先に記載された各福祉事務所にご郵送ください。後日、医療券等が送付されますので、ご対応をお願いいたします。

## 10 介護券について

### (1) 居宅療養管理指導について

病院・診療所の医師・歯科医師・薬剤師等・歯科衛生士、薬局の薬剤師、管理栄養士が、通院が困難な要介護者等の自宅を訪問診療等で訪問し、心身の状態や環境等を把握して、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行なうものです。

介護支援専門員によるケアプランの作成が行なわれていて、医師又は歯科医師、薬剤師、看護職員が行なう居宅療養管理指導は、介護支援専門員に対する情報提供がない場合には算定できないので注意してください。

### (2) 介護報酬の請求について

介護扶助の居宅療養管理指導はケアプランに基づくものに限られます。従って介護券はケアプランに位置づけられているものに限って発券されますので、請求時は介護券が発券されていることを必ず確認してください。

八王子市では、被保護者へ居宅療養管理指導を実施する場合には、ケアプランへの記載をするよう、居宅介護支援事業所に指導しています。

介護券が送られてこない場合は、ケアプランに記載されていないことが考えられますので、担当ケアマネジャーに確認してください。

### (3) 指定介護機関の指定について

ア 生活保護法では、指定医療機関の指定とは別に指定介護機関の指定を受ける必要があります。

イ 介護保険法では、保険医療機関が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの各サービスについては、介護保険法の指定があったとみなされています。

ウ 平成26年7月1日以降に介護保険法の指定があった（又はあったとみなされる）場合は、生活保護法による指定介護機関の指定もあったものとみなされています。（生活保護法の指定を辞退するためには別途、「辞退届出書」を提出する必要があります。）

エ 平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けている医療機関が、指定介護機関の指定を受けるためには、八王子市に対して「指定申請書・誓約書」の届出が必要となります。

## 1 1 八王子市福祉事務所からのお願い

### (1) F A Xの利用について

毎年数件ではありますが、福祉事務所へ送信したつもり書類が誤って市役所の他部署に送信されているケースが発生しています。

各種要否意見書には、多くの個人情報が含まれています。嘱託医の審査に間に合わせるために、F A Xを利用して送信することは、個人情報の流出につながる可能性がありますのでお止めください。

また、医療券等の発行依頼についても、氏名と生年月日は、個人情報となります。継続して受診している被保護者の場合には、生年月日と受給者番号で福祉事務所は個人を特定できますので、氏名は記載せず、生年月日と受給者番号のみを記載し、依頼してください。

また、新規での受診の場合は、八王子市福祉事務所の被保護者でないこともありますので、電話で問い合わせをしてください。月末からレセプト請求期限までの間は電話が混みますので、早めのご対応をよろしくお願いいたします。

### (2) 問い合わせ先について

八王子市福祉事務所への問い合わせは、下記の番号にお願いします。

要否意見書や医療券等の発行・問合せ

**0 4 2 - 6 2 0 - 7 3 7 0**

医療扶助に関すること

**0 4 2 - 6 2 0 - 7 4 7 6**

生活保護利用者個人に関すること（入退院の連絡を含む。）

1班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 3 7 3**

2班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 2 8 0**

3班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 3 7 1**

4班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 4 6 3**

5班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 4 6 4**

6班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 4 6 5**

7班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 2 4 2**

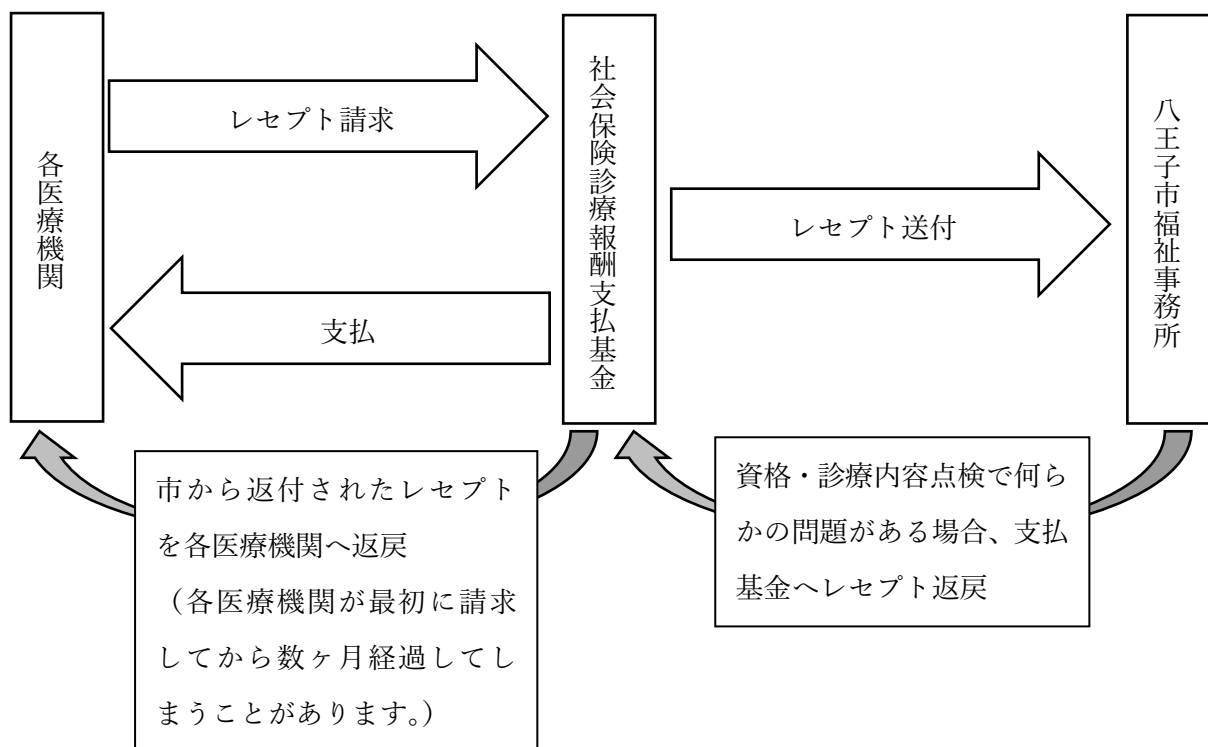
8班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 3 7 4**

9班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 4 3 9**

10班 **0 4 2 - 6 2 0 - 7 4 6 6**

## 1 2 診療報酬の請求について

基本的な診療報酬の請求の流れは下図のとおりです。



継続で医療を受診している者や軽快等で一旦診療が終了していた者が、再診をした場合に、レセプト上に以前の情報が残ったまま請求をしてしまうことで、資格点検で問題となってしまうことが多いため、診療報酬を請求する際には、再度、医療券の内容との確認をお願いします。

### (1) 資格点検にて問題となる例

- 受給者番号  
単純な転記間違いの他、生活保護が一旦廃止となり新たに再開された場合等に、以前の受給者番号が使われている場合
- 社会保険との併用  
社会保険加入・脱退により請求が併用や単独に変更となっている場合
- 公費負担者番号  
単純な転記間違いの他、八王子市の生活保護の資格がない方が八王子市福祉事務所の公費負担者番号（12134011・12134029・25134008）になっている場合
- 実施機関相違  
患者の住所は八王子市にあるが、生活保護の実施を他市町村がしている場合
- 一部負担金相違  
医療券に記載した本人支払額と一部負担金が不一致となっている場合

### 13 最後に

多くの指定医療機関では適正な医療が行なわれている中で、一部の不適切な対応から、生活保護制度全体に対する信頼を著しく損ねるような事例が全国で発生しています。

生活保護制度は必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、この制度が市民の信頼にこたえられるよう、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、今回の一般指導のほか、八王子市では個別指導も各指定医療機関に赴いて実施しております。対象となりました各指定医療機関におきましては、個別指導の際にご協力のほどよろしくお願いいたします。



指定医療機関等の届出事項一覧

届出を要する事項		提出書類					
		指定申請書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届
新規申請	医療機関（病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーション）が初めて指定を受ける場合	○					
既に指定を受けている場合	(1) 移転したとき（訪問看護ステーションを除く） (2) 開設者が交代したとき ア 個人の交代（A氏⇒B氏） イ 個人⇔法人 ウ 法人が別法人へ変更した場合 （※法人の代表者が交代した場合は届出不要） (3) 病院⇔診療所へ変わった場合 ※一旦廃止し、新たに指定申請する必要があります。	○		○			
	(1) 医療機関の名称変更 (2) 所在地の変更 ①移転（訪問看護ステーションのみ） ②住居表示変更・地番整理 (3) 開設者に関する変更 ア 氏名（法人の場合は法人名称）の変更 イ 住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更 (4) 管理者の変更 ア 氏名の変更 イ 住所の変更 ウ 管理者の交代 (5) 医科⇔歯科へ変わった場合（業務の種類及び医療機関コードの変更）		○				
	1 天災、火災その他の原因により指定医療機関等の建物又は設備の相当部分が滅失し、又は損壊したとき 2 医療機関の開設者が死亡した場合 3 医療機関の開設者が業務を中止した場合			○			
	1 天災その他の原因により医療機関の建物の一部分が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、復旧する意思及び能力を有する場合 2 指定医療機関に勤務する医師等が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを補充する意思及び能力を有する場合 3 開設者等が自己の意思により当該業務を休止したとき				○		
	業務を休止した医療機関が業務を再開した場合					○	
	生活保護法による指定のみを辞退する場合（業務は継続） ※ 医療機関は任意に辞退を行うことができるが、30日以上の予告期間が必要						○

○指定医療機関・指定施術機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）の様式類

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/007/003/p003917.html>

## 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

(昭和34年5月6日厚生省告示第125号)

(最終改正 昭和20年 厚生労働省告示171号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第52条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和25年8月厚生省告示第212号)は、昭和33年12月31日限り廃止する。

### 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取り扱いについて、歯科材料として金を使用することは、行なわない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療法及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。)につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和25年法律第144号)の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって「高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者であるものを除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、全各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行なう者に限る。)及び同法第53条第1項に規定す

る指定介護予防サービス事業者(同法8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行なう者に限る。)にあっては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。

- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項(同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあっては現在地とし、同条第3項に該当する場合にあっては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行なった医療に係る診療報酬は、当該定め)の例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る資料報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法85条第2項及び85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあっては、当該定め)のうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があったときは、第6項の規定は、これを適用しない。

## 指定医療機関医療担当規程

(昭和 25 厚生省告示第 222 号)

(最終改正 平成 30 年 厚生労働省告示 344 号)

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条第 1 項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

### (指定医療機関の義務)

第 1 条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。（医療券及び初診券）

第 2 条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第 3 条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券がその者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

### (診療時間)

第 4 条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

### (援助)

第 5 条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

### (後発医薬品)

第 6 条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第 34 条第 3 項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

- 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 9 条の規定による厚生労働大臣の定める医薬

品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

#### **(証明書等の交付)**

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

#### **(診療録)**

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

#### **(帳簿)**

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

#### **(通知)**

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

#### **(指定訪問看護事業者等に関する特例)**

第11条 指定医療機関である健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によって」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

#### **(薬局に関する特例)**

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

#### **(準用)**

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで及び第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（一部抜粋）

第3 特定療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（揭示事項等告示第3及び医薬品等告示関係）

1 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

(6) 特別の療養環境の提供は、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室へ入院させられることのないようにしなければならないこと。

(7) 特別療養環境室へ入院させた場合においては、次の事項を履行するものであること。

- ① 保険医療機関内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に特別療養環境室の各々についてそのベッド数及び料金を患者にとって分かりやすく揭示しておくこと。
- ② 特別療養環境室への入院を希望する患者に対しては、特別療養環境室の設備構造、料金等について明確かつ懇切に説明し、患者側の同意を確認のうえ入院させること。
- ③ この同意の確認は、料金等を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること。なお、この文書は、当該保険医療機関が保存し、必要に応じ提示できるようにしておくこと。

**(8) 患者に特別療養環境室に係る特別の料金を求めてはならない場合としては、具体的には以下の例が挙げられること。なお、③に掲げる「実質的に患者の選択によらない場合」に該当するか否かは、患者又は保険医療機関から事情を聴取した上で、適宜判断すること。**

- ① 同意書による同意の確認を行っていない場合（当該同意書が、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含む。）
- ② **患者本人の「治療上の必要」により特別療養環境室へ入院させる場合**  
(例) ・救急患者、術後患者等であって、病状が重篤なため安静を必要とする者、又は常時監視を要し、適時適切な看護及び介助を必要とする者  
・免疫力が低下し、感染症に罹患するおそれのある患者  
・集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要がある終末期の患者
- ③ **病棟管理の必要性等から特別療養環境室へ入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合**  
(例) ・MRSA等に感染している患者であって、主治医等が他の入院患者の院内感染を防止するため、実質的に患者の選択によらず入院させたと認められる者

なお、「治療上の必要」に該当しなくなった場合等上記②又は③に該当しなくなったときは、(6)及び(7)に示した趣旨に従い、患者の意に反して特別療養環境室への入院が続けられることがないよう改めて同意書により患者の意思を確認する等、その取扱いに十分に配慮すること。

## 第2

# 指定医療機関における診療と 診療報酬請求上の留意点について





生活保護法及び中国残留邦人等支援法  
指定医療機関一般指導

## 指定医療機関における診療と 診療報酬請求上の留意点について

八王子市福祉部  
生活福祉総務課 医療担当

### 指定医療機関の診療方針と診療報酬

#### 【生活保護法第52条】

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

#### 【関係法令】

国民健康保険法

健康保険法

保険医療機関及び保険医療養担当規則

## 診療報酬が支払われる条件



- ① 保険医が
- ② 指定医療機関において
- ③ 生活保護法、医師法、医療法、医薬品医療機器等法の各種関係法令の規定を遵守し
- ④ 『療養担当規則』の規定を遵守し
- ⑤ 医学的に妥当適切な診療を行い
- ⑥ 診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行うこと

3

## 療養担当規則について



正式名：『**保険医療機関及び保険医療養担当規則**』

(厚生労働大臣が定めた規則：省令)

**保険医療機関**や**保険医**が**保険診療**を行う上で守らなければならない基本的な規則

第1章 **保険医療機関**の療養担当  
療養の給付の担当範囲、担当方針 等

第2章 **保険医**の診療方針等  
診療の一般的・具体的方針、診療録の記載 等

4

## 無診察診療の禁止 (第12条)



■ 保険医の診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。

■ 医師が自ら診察を行わずに治療、処方せんの交付、診断書の作成等を行うことは、保険診療の必要性について医師の判断が行われているとはいえ、保険診療とは認められない。

(医師法第20条)

### 【無診察診療が疑われてしまう例】

診療録に診察に関する記録が全く無かったり、「薬のみ」等の記載しかない。

5

## 健康診断の禁止 (第20条)



■ 健康診断は、療養の給付の対象として行ってはならない。

■ 医師の判断ではなく、患者さんの求めに応じて実施した検査等も健康診断と見なされる場合がある。

(例) 症状はないが胃癌が心配との訴えで胃カメラを実施



6

## 濃厚(過剰)診療の禁止 (第20条)



- 検査、投薬、注射、手術・処置・リハビリテーション等は**診療上必要と認められる場合**に行う。

(例) 医療機関で決めた検査項目を一律に実施するセット検査



7

## 経済上の利益の提供による誘引の禁止 (第2条の4、第2条の4の2)



- 保険医療機関は、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。
- 患者に対して、第5条の規定(一部負担金の受領等)により受領する費用の額に応じて、当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引き等を行うこと。
- 事業者又はその従事者に対して、患者を紹介する対価として金品を提供すること。

8

## 特定の保険薬局への誘導の禁止



(第2条の5、第19条の3)

- 処方せんの交付に関し、患者に対して**特定の保険薬局**において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 処方せんの交付に関し、患者に対して**特定の保険薬局**において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から**金品その他の財産上の利益**を收受してはならない。

9

## 診療録(カルテ)の取り扱いについて



診療録とは

- 診療経過の記録であると同時に、**診療報酬請求の根拠**でもある。
- 診療事実に基づいて、**必要事項を適切に記載**していなければ、不正請求の疑いを招くおそれがある。

10

## 診療録の保存について



(療養担当規則第9条、医師法第24条第2項)

- 患者の診療録は、その**完結の日から5年間**保存しなければならない。
- 療養の給付の担当に関する帳簿・書類その他の記録は、その**完結の日から3年間**保存しなければならない。

11

## 診療録の記載

(療養担当規則第8条、22条、医師法第24条)



- 医師は、診療の都度、**遅滞なく、必要な事項を第三者が判読できる字体で、診療録に記載**しなければならない。
  - ・外来:受診の都度
  - ・入院:原則、毎日
- 記載はペン等で、修正は修正液等を用いず**二重線**で行う。
- 傷病名を所定の様式に記載し、**絶えず整理**する。
- 責任の所在を明確にするため、**署名**を必ず行う。
- 診療録に記載すべき事項が、算定要件として定められている診療報酬点数の項目があることに留意する。
- 保険診療録とその他の診療録を**別々に作成**する。

12

## 傷病名の記載について



- 医学的に妥当適切な傷病名を医師自ら決定する。
- 必要に応じて慢性・急性、部位、左右の区別をする。
- 診療開始・終了年月日を記載する。
- 一行に複数の病名を記載しない。
- 傷病の転帰を記載し病名を整理する。
  - ・疑い病名は早期に確定病名又は中止とする。
  - ・急性病名が長期間続くことは不適切。

※ 査定を防ぐための虚偽の傷病名、「レセプト病名」は認められない。

13

## ※ 「レセプト病名」とは



### 【不適切な傷病名の例】

#### ■ 実施した検査の査定を逃れるための傷病名

- ・播種性血管内凝固 ⇒ 出血・凝固検査
- ・急性進行性糸球体腎炎 ⇒ MPO-ANCA検査
- ・深在性真菌症 ⇒ (1→3)- $\beta$ -D-グルカン検査
- ・慢性肝炎の疑い ⇒ 適応外の感染症検査目的
- ・脳梗塞の疑い ⇒ 適応外のMRI等の検査目的
- ・〇〇癌の疑い ⇒ 適応外の腫瘍マーカーの検査目的

#### ■ 投薬・注射の査定を逃れるための傷病名

- ・上部消化管出血、胃潰瘍 ⇒ 適応外のH2ブロッカーの使用目的
- ・低アルブミン血症 ⇒ 適応外のアルブミン製剤の使用目的
- ・ビタミン欠乏症、摂食不能 ⇒ 適応外のビタミン製剤の使用目的
- ・播種性血管内凝固 ⇒ 適応外の新鮮凍結血漿の使用目的
- ・ニューモシスチス肺炎 ⇒ 合成抗菌剤の予防投与目的

※ 症状詳記対応: 必要な具体的理由を、簡潔明瞭かつ正確に記述

14

## 傷病名の転帰の判断事例



**転帰：治癒・死亡・中止**

- A疾病を疑ったが、検査を進めたら違った。  
A疾病の疑い → 中止
- A疾病を疑って、検査を進めたところ、そうであった。  
A疾病の疑い → 確定病名とする

※確定病名がついた日をもって

A疾病の疑い → 中止

A疾病(新たに傷病名欄と開始年月日記載)

15

## 診療内容の記載について



**診療毎の症状・所見の記載**

療養担当規則第12条(診療の一般方針)

- 保険医の診療は、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上適切に行わなければならない。

療養担当規則第22条で医師が診療録に記載が義務付けられている事項

- ① 傷病名欄
- ② 診療開始日・終了年月日
- ③ 転帰欄
- ④ 既往歴・原因・主要症状・経過等欄
- ⑤ 処方・手術・処置等欄

16





## 診療録記載の事例

### 事例

A病院の慢性疾患で長期入院している患者の診療録について連日、日付印と「変化なし」「Stable」などの記載のみ。

[看護記録]  
温度板のある日の記録に38℃を超える急な発熱あり。  
看護記録によると当直医に報告の記載あり。



[医師記録]  
当日や以後の記録には「変化なし」「Stable」の記載のみ。

17



## 診療録記載の一考察

- SOAPを使用することはひとつの有効な記録法
- 特に「S」は、外来患者の場合、たとえ慢性疾患が主体でも、その都度話す内容は違うはず。
- 「S」が違えば、その後の「OAP」は、その時々で違って来るはず。

SOAP「Subjective Objective Assessment Plan」の略で

- S: 主観的な情報。患者・家族が訴えたことや、その時の事実を記載する。
- O: 客観的な情報。医師の目で見たこと、聴いたこと、体験したこと。その事実だけを記載する。
- A: 入手した客観的な事実、それに対する医師の評価。課題分析。  
客観的な情報に加味された専門的な判断結果をいう。
- P: 上記の事実、結果に基づいた計画の作成、あるいは必要な修正事項など。

18

## 診療録の記載例(必要な記載が不足している例)



既往症・原因・主要症状、経過等	処方・手術・処置等
R3. 4. 5 n. p R3. 5. 10 薬のみ	特定薬剤治療管理 カルバマゼピン てんかん指導料 再診料 do 再診料
診療内容に関する記載がない。 5月10日の診療は無診察診療が疑われる。 診察した医師の署名がない。	薬剤の血中濃度、治療計画の要点が診療録に記載されていない。 診療計画・指導内容の要点がカルテに記載されていない。
	処方内容について具体的な記載がない。

19

## 診療録の記載例(SOAPを使用した例)



既往症・原因・主要症状、経過等	処方・手術・処置等
R3. 6. 7 S) 気が遠くなる感じはありませんでした。 O) 血圧126/68mmHg 脈67回/分 意識鮮明、麻痺なし カルバマゼピン血中濃度 $8\mu\text{g/mL}$ HbA1c 6.8% (測定日 R3. 5. 10) A/P) #1 てんかん カルバマゼピンの血中濃度は $8\mu\text{g/mL}$ と良好。発作もないことから 投与量は400mg/dayを維持。 怠薬しないほか、疲労、激しい運動、睡眠不足など発作を起こしやすい 環境を避けるよう指示。 #2 糖尿病 HbA1cが低下してきている。処方変更なし。 これまで通りの食生活の継続を促す。	R3. 6. 7 Rp1. テグレートール(200)2錠 分2 朝夕食後 Rp2. メトグルコ(250)2錠 分2 朝夕食後 28日分 特定薬剤治療管理 カルバマゼピン てんかん指導料 再診料
田中 診察医の署名がある	

20

## 検査、画像診断の実施



- 検査を行う**根拠、結果、評価**を診療録に記載する。
- **算定要件**が規定されている検査項目に注意。
- 個々の患者の状況に応じ診療上必要な検査項目を選択し、**段階を踏んで、必要最少限の回数**で行う。
- いわゆる「**セット検査**」は問題となりやすい。
- 結果が治療に反映されない検査は**研究的・健康診断的**とみなされるので、算定は認められない。

21

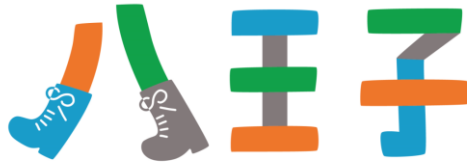
## 投薬、注射の実施



- 薬価基準に記載されている医薬品を、**医薬品医療機器等法承認事項（効能・効果、用法・用量、禁忌等）の範囲内**で使用した場合に保険適用となる。
- 患者を診察することなく投薬、注射、処方せんの交付は認められない。**（無診察投薬の禁止）**
- 経口と注射の両方が選択可能な場合は、**経口投与を第一選択**とする。
- 指定医療機関の医師は、投薬または注射を行うにあたり、**後発医薬品の使用を原則行うこと**になりました。医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、患者にその使用を必ず促すこと。（指定医療機関療養担当規定第6条第1項）

22

あなたのみちを、  
あるけるまち。



## 診療報酬の請求について



### 初診料の算定について

ある疾患の診療中に別の疾患が発生した場合や、受診の間隔が空いた場合でも、新たに初診料は算定出来ない。

(例)

胃炎で通院中、新たに大腸癌の診療を開始する場合



高血圧で通院していたが、余っていた薬を使用していたため、前回の受診から6か月空いて受診した場合





## 再診料の算定について

- 来院の目的が、別の初・再診に伴う「一連の行為」である場合には、別に再診料は算定できない。

(事例) 初・再診日と別の日に、検査、画像診断等のみを受けるため来院した。 → **×**

(事例) 往診等の後に、薬剤のみを取りに来た場合 → **×**

- **電話再診**は、患者の病状の変化に応じ、医師の指示を受ける必要がある場合に限り算定できる。
- 外来リハビリテーション診療料及び外来放射線照射診療料を算定した場合には、規定されている日数の間はリハビリテーションや放射線治療に係る再診料(外来診療料)は算定出来ない。

25



## 診療録に診察の記録がないのに算定！

既往症・原因・主要症状、経過等	処方・手術・処置等
R3. 4. 5 n. p 5月10日の診療は無診察診療が疑われる。 診察した医師の署名がない。	てんかん指導料 再診料 do 再診料
R3. 5. 10 <b>薬のみ</b> <b>↑</b> <b>×</b>	診療計画・指導内容の要点がカルテに記載されていない。 処方内容について具体的な記載がない。

26

## 診療情報提供料(Ⅰ)①



- 継続的な医療の確保、適切な医療を受ける機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図る。
- 事前に紹介先の機関と調整の上、患者さんに説明し、同意を得て交付する。
- 診療情報提供書は、依頼する側から、依頼を受ける側に、患者さんの診療が、途切れることなく、今後もしっかり継続されることを約束する意味がある。

27

## 診療情報提供料(Ⅰ)②



- あらかじめ、依頼する相手をはっきりさせること。
- 事前に調整した依頼先の医療機関、調剤薬局等の名称を記載。
- 依頼元への返事や経過報告は算定要件を満たさない。
- 交付した文書の写しを診療録に添付することも要件。  
また、保険薬局に対し診療情報を提供した場合は、処方せんの写しも診療録に添付することが必要。
- 診療情報添付加算
  - ➡ 検査結果など退院後の治療に資する情報を診療情報提供書に添付する。  
また、診療録にその写しを貼付するかその内容の記載が必要。

28

## 医学管理料、在宅療養指導管理料



- 医学管理料、在宅療養指導管理料は、処置や投薬などの物理的な技術料と異なり、目に見えない「技術」に対する評価である。
- 項目ごとに具体的な算定要件が定められており、その指導内容の要点等を診療録に必ず記載する必要がある。
- 医師が自身で算定する旨を指示し、医事課部門のみの判断で一律請求を行わないこと。

29

## 診療録への記載が算定要件になっている 代表的な医学管理料など(一部抜粋)



- 特定疾患療養管理料
- 特定疾患治療管理料
  - 悪性腫瘍特異物質治療管理料
  - てんかん指導料 等
- 退院時リハビリテーション指導料
- 在宅療養指導管理料
  - 在宅自己注射指導管理料
  - 在宅酸素療法指導管理料 等

30

## 特定疾患療養管理料



■ 別に厚生労働大臣が定める疾患（悪性新生物、糖尿病、高血圧性疾患、高脂血症、胃潰瘍等）を主病とする患者に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行った場合に算定（200床以上の病院では算定不可）

### ■ 主な指摘事項

- ① 療養上の管理内容の要点が診療録に記載されていない、乏しい又は画一的である。
- ② 主病を中心とした療養上必要な管理が行われていない。

## 特定疾患療養管理料（具体性に欠ける記載例）



既往症・原因・主要症状、経過等	処方・手術・処置等
R3. 4. 4 BP125/80  このまま投薬を継続する <div style="border: 1px solid black; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">特定薬剤治療管理</div>	Rp) オルメテック(20mg)1錠 分1 朝食後 28日分
R3. 5. 10 BP132/82  このまま投薬を継続する <div style="border: 1px solid black; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">特定薬剤治療管理</div>	Rp) オルメテック(20mg)1錠 分1 朝食後 28日分

単に特定疾患療養管理とあるだけで、指導の具体的記載に欠ける



## 特定疾患療養管理料(具体性に欠ける記載例)

P56



既往症・原因・主要症状、経過等	処方・手術・処置等
<p>R3. 4. 4 S) 次のGWは旅行に行きます。 O) BP125/80 心雑音なし A) 血圧の変動なく、落ち着いている P) このまま投薬を継続する 特定疾患療養管理 塩分摂り過ぎないように指導した。</p>	<p>Rp) オルメテック(20mg) 1錠 分1 朝食後 28日分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>具体的な指導内容を記載する。画一的にならないように注意。</p> </div>
<p>R3. 5. 10 S) 肉を沢山食べてきた。 O) BP132/82 心雑音なし A) あまりかわりなし P) 薬はこのままで様子を見る 特定疾患療養管理 野菜や果物も摂るように指導した。</p>	<p>Rp) オルメテック(20mg) 1錠 分1 朝食後 28日分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>主病を中心とした療養上必要な管理内容が診療録に記載されていることが要件。</p> </div>

33

## 悪性腫瘍特異物質治療管理料



- 腫瘍マーカーの検査結果と治療計画の要点を診療録に記載する。
- この診療報酬を算定する場合には、検査結果に問題がなく、今の治療を継続するという判断をした場合でも、算定要件を診療録に記載する。

(例) CEA2.0ng/mlで、先月と変わらない。  
このまま経過観察とする。 → ○

(例) 結果として送られてくるプリント用紙の数値に  
チェックを入れているだけの例 → ×

34

## 特定薬剤治療管理料1



- 薬剤の血中濃度と治療計画の要点を診療録に記載する。
- この診療報酬を算定する場合には、検査結果に問題がなく、今の治療を継続するという判断をした場合でも、算定要件を診療録に記載する。 → 悪性腫瘍特異物質治療管理料の場合と同じ。

(例)カルバマゼピン血中濃度  $8\mu\text{g/mL}$ で有効範囲内  
発作もなく、投与量は400mg/dayを維持 → ○

(例)結果として送られてくるプリント用紙の数値に  
チェックを入れているだけの例 → ✕

35

## 外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料



- 厚生労働大臣が定める特別食を必要と認めた者、がん患者、摂食機能又は嚥下機能が低下した患者、低栄養状態にある患者
- 管理栄養士が医師の指示に基づき、食事計画案等を交付
- 概ね30分以上栄養指導を行った場合
- 熱量、たんぱく質、脂質、その他の栄養素の量、病態に応じた食事形態等

36

## 在宅自己注射指導管理料



- 療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行う。
- 患者の医学的管理を十分に行う。
- 在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行う。
- 必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給する。
- 在宅医療を指示した根拠、指示事項(方法、注意点、緊急時の措置を含む)、指導内容の要点を診療録に記載する。

37

## 在宅患者訪問診療料



- 訪問診療を行うことについて、患者(その家族等)の同意書を作成し、診療録へ添付する。
- 訪問診療の計画及び診療内容の要点を診療録に記載する。
- 診療時間(開始・終了時刻)及び診療場所を診療録に記載する。  
※診療時間には移動時間等は含めず、実際に診療した時間を記載する。

### 【記載例】

既往歴・原因・主要症状、経過等	処方等
R3.7.24 訪問診療 時間:8:58~9:45 場所:患者宅(施設名など)	
計画及び診療内容の要点を記載	

38

## 在宅時医学総合管理料



- 在宅での療養を行っている患者に対するかかりつけ医機能の確立及び在宅療養の推進への評価
- 個別の患者ごとの総合的な在宅療養計画の作成及び診療録への記載、定期的な訪問診療、総合的な医学管理がなされていることが必要。
- 特定疾患療養管理料、在宅寝たきり患者処置指導管理料(包括される処置料を含む)等は所定点数に含まれるため、算定することができない。

※必ず在宅療養計画及び説明の要点を診療録に記載すること。

39

## 通院・在宅精神療法



- 通院・在宅精神療法は診療内容の要点及び診療に要した時間を診療録に記載する。

(注意すべき事例)

診療内容の診療録への記載はあるが、要した時間の記載がない。  
「〇分超」の記載もない。

- ・ 診療の記載内容から、これだけの情報を得るには相当時間がかかったと容易に想像できたとしても……算定要件×

- 診療そのものを否定することではありません。

※ 当該療法実施時の患者の症状及び当該療法に要した時間の診療録への記載を必ずすること。

40

## リハビリテーション



- リハビリテーション実施計画を作成し、所定の期間ごとに患者への説明を行い、**その要点を診療録に記載する。**
  - 所定の日数を超えてリハビリテーションを継続する場合、所定の期間ごとにリハビリテーション実施計画書を作成し、**患者又は家族に説明の上で交付し、その写しを診療録に添付する。**
  - 実施にあたっては、**機能訓練の内容の要点と実施時刻(開始時刻・終了時刻)に記載する。**
- ※ 運動器リハビリテーションにおいて、**機能訓練の内容の要点の記載、実施時刻の記載、実施計画書の写しの添付及び説明の要点の記載を必ずすること。**

41

## 電子カルテの留意点



- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚労省公表)に沿った内容であること。
  - 1 **見読性の確保**: 診療事項を直ちに明瞭、整然と機器に表示し、書面を作成できる。
  - 2 **真正性の確保**: 修正、消去やその内容の履歴が確認できる。記録の責任の所在が明らか。
  - 3 **保存性の確保**: 記録事項を保存すべき期間中、復元可能な状態で保存する。
- 紙のカルテと同様に**病名欄の整理**をする。
- 医師の記載欄が画一的にならないような工夫する。
- パスワードは**8文字以上**が望ましく、**少なくとも2か月毎**に変更する。

42



## 診療録についてのまとめ



➤ 診療録は、診療経過の記録だけでなく、**診療報酬の請求の根拠**でもあります。

- **医師のみ**が記載できる。
- 記載内容が、診療報酬の**算定要件**を満たしているか、もう一度確認をお願いします。
- **傷病名欄等**は医師が記載し、**診療内容により転帰等を含め、傷病名の整理**をしてください。

43

## 本市の個別指導における指摘事項例



- **傷病名**の記載の不備
- **初診時の主訴・現病歴及び既往歴等**の記載の不備
- **特定疾患療養管理料**における管理内容の要点の記載の不備
- **外来管理加算**の記載の不備
- **検査の結果や判断した内容**の記載の不備

※上記指摘は特に多いのでご注意ください。

44

## 医療扶助制度の維持のために



- 診療報酬の請求については、告示、通知に従って適切な請求に努めてください。

今後とも医療扶助の適正な運用にご協力いただきますようお願いいたします。

 八王子市





## **第3**

# **医療扶助における留意点について**

## 1 医療扶助のオンライン資格確認の導入について

(オンライン資格確認における誤登録防止への対応等)

医療扶助のオンライン資格確認については令和5年度中に導入することとなっており、導入後、生活保護利用者が指定医療機関及び指定薬局で資格確認を行う際、原則としてマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行うこととしています。この導入に当たっては、各自治体から社会保険診療報酬支払基金の医療保険者等中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)へ、マイナンバーや受給者番号を含む加入者資格情報等(加入者資格情報、医療券・調剤券情報等)を登録する必要があるため、その対応を本市も進めているところです。今般、マイナンバーと各種制度情報との紐付けに誤りがある事案が他の自治体で複数確認されたとの報道がありましたが、このことを踏まえ、マイナンバーとの紐付けの正確性の確保に向けて、中間サーバー等への資格情報等の誤登録防止に向けた対応を引き続き十分留意しつつ確実に実施しているところです。

## 2 生活保護利用者の健康管理支援について

平成30年の生活保護法改正により創設された「被保護者健康管理支援事業」が、令和3年1月から必須事業として施行されました。本事業は、多くの健康課題を抱えていると考えられる生活保護利用者に対しては、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき利用者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するものです。

具体的な実施方法として以下が国より示されておりますので、指定医療機関等におかれましてもご承知おきください。

①自治体毎に現状の医療・健康等情報を調査・分析し、地域の生活保護利用者の健康課題を把握



②それに基づき自治体毎に事業方針を策定

- ア 健康受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援
- オ 頻回受診指導



③リスクに応じた階層化を行い、集団又は個人への介入を実施



④事業評価を行い事業方針に反映

### 3 頻回受診の適正化について

頻回受診指導は「被保護者健康管理支援事業」の中でも必須メニューと位置づけられています。指導対象者は、「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認められた者」とされています。対象者の把握方法については、1年のうち4回以上の月を受診状況把握月と設定し、把握月のレセプトから診療日数が15日以上を抽出した上で、その者の把握月の前2ヶ月との受診合計日数が40日以上かどうかを確認することとなっています。

本市では、対象者を把握した後、受診医療機関に対して、受診頻度の指示内容を担当のケースワーカー等が確認させていただいていますので、ご承知おきください。

主治医・嘱託医が必要以上の受診と認められた者に対して適正受診指導が行なわれていますが、対象者によっては効果が一時的であり、一定期間を経過した後に受診回数が増加してしまう場合もある、との指摘があり、更なる対策が求められています。

### 4 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について

生活保護利用者が処方せんを持参する薬局をできる限り一か所にし、本人の状況に応じて薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行なうことは、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認につながり、利用者の健康管理に資するとともに、医療扶助費の適正化の効果促進になると考えられます。

これと同様の取組を実施した自治体に対して取組効果を調査したところ、向精神薬の重複処方患者数や1人あたりの調剤費等について、一定の効果が見られるとの報告がなされています。指定医療機関・薬局の所在、交通機関等の地域ごとの事情にも配慮しつつ、本市でも取組を実施し、その効果を測定していきたいと考えていますので、指定医療機関等におかれましてもご承知おきください。

### 5 後発医薬品の使用原則化について

生活保護利用者については、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいこと等を踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医師等が医学的知見等に基づいて、使用できると判断した場合には後発医薬品の使用を原則とする取扱いとされ、平成30年10月1日に施行されたところです。原則化の影響や医療機関及び薬局における積極的な取組により、令和3年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合は87.7%となり、政府目標である80%をすでに達成しています。医療機関及び薬局の取組に感謝申し上げるとともに、今後とも引き続き、適正な運用をお願いいたします。

ただし、後発医薬品の原則使用は医師の処方に関する判断をしるものではなく、医学的見地に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用

(又は処方) することが可能です

例外として先発医薬品が使用されるのは以下のとおりです。

①在庫がない場合

②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は同額となっている場合

なお、一般処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんのでご注意ください。

指定医療機関の皆様には生活保護を利用している患者に対し、後発医薬品の品質等について説明をお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、各福祉事務所に情報提供いただき、各福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

## 6 重複投薬・多剤投与の適正化について

向精神薬の重複処方の適正化に係る取組については、従前から複数の医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）から同一の向精神薬の投与を受けている者等に対する適正受診指導等が行われているところですが、昨年9月に生活保護利用者による大量の向精神薬の転売事案が他自治体において発生しています。当該事案は、生活保護利用者が医療機関等を次々と変えて受診していたため、福祉事務所から医療機関等に対して、重複処方についての注意喚起を十分に行うことができなかつたほか、福祉事務所閉庁時に医療券及び調剤券を持たずに医療機関等を受診することが多く、医療機関等が予め福祉事務所に医療券及び調剤券の発行の有無を確認できない状態だったことも要因の一つでした。このことを踏まえ、福祉事務所と医療機関等との更なる連携の推進の強化を進めることが課題であり、引き続きご協力をお願いするところです。

多剤投与については、薬物有害事象の発生や医薬品の飲み残し等につながっているとの指摘があり、医療保険では保険者等による医療機関及び薬局と連携した医薬品の適正使用に関する取組が進められています。一方、医療扶助における医薬品の適正使用については、これまで福祉事務所において、主に向精神薬の重複投薬に着目した服薬指導を行っているところですが、多剤投与の適正化等に着目した取組は未だ広く実施されていない状況です。向精神薬以外の重複投薬や多剤投与の適正化に係る取組を進めていく観点から、指導対象者に対する適正な服薬に向けた指導及び働きかけを行っていく予定ですので、ご承知置きください。

## 7 指定医療機関の指定に係る申請・届出の簡素化について

令和5年7月から、生活保護法に基づく指定医療機関の申請・届出が簡素化されました。これまでは、保険医療機関等の申請等は地方厚生局等へ、生活保護法に基づく指定医療機関の申請等は八王子市へ、それぞれ提出することとされていました。令和5年7月から保険医療機関等の申請等の様式と指定医療機関の申請等の様式を統合し、1枚で2つの申請を兼ねることが可能になりました。これにより、保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合については、1枚の様式で、地方厚生局事務所等に提出できるようになっています。

(詳しくは別添資料をご参照ください。)

## 8 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」(平成13年12月13日社援保発第58号)等により周知徹底してきたところですが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診した上でなければ施術を受けられない旨の指導を行っている等の実態が見受けられるとのことです。

このため、施術を希望する者に対して、一律に医療機関を受診するよう指導することは、医療扶助の運営において適正な取扱いではないため、改めてケースワーカーには、制度について周知徹底をするとともに、医師の同意についても、以下の取扱いの周知徹底と指導を行いますので、ご承知おきください

(医療扶助運営要領第3-7)

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
  - ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要
- (「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2)

**問** 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不用とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいか。

**答** 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

## 9 通院移送費の適正な給付の徹底について

通院移送費については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付することとしています。

福祉事務所においても、本取扱いについては再度確認の上、適切に周知を行う等、対応について遺漏なきよう行っていきますので、ご承知おきください。

## 生活保護法の指定を受けている病院・診療所の方へ

### 生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用原則化についてご協力のお願い

○ 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用しただくことになりました。

#### 【生活保護を利用している方への処方について】

1. 生活保護を利用している患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として(※)後発医薬品を使用(又は処方)するようお願いいたします。

※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用(又は処方)することが可能です。

3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご注意ください。

#### 【福祉事務所への情報提供等について】

○ 生活保護を利用している患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

#### 生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

※詳細については、東京都福祉保健局の下記ホームページを御参照ください。

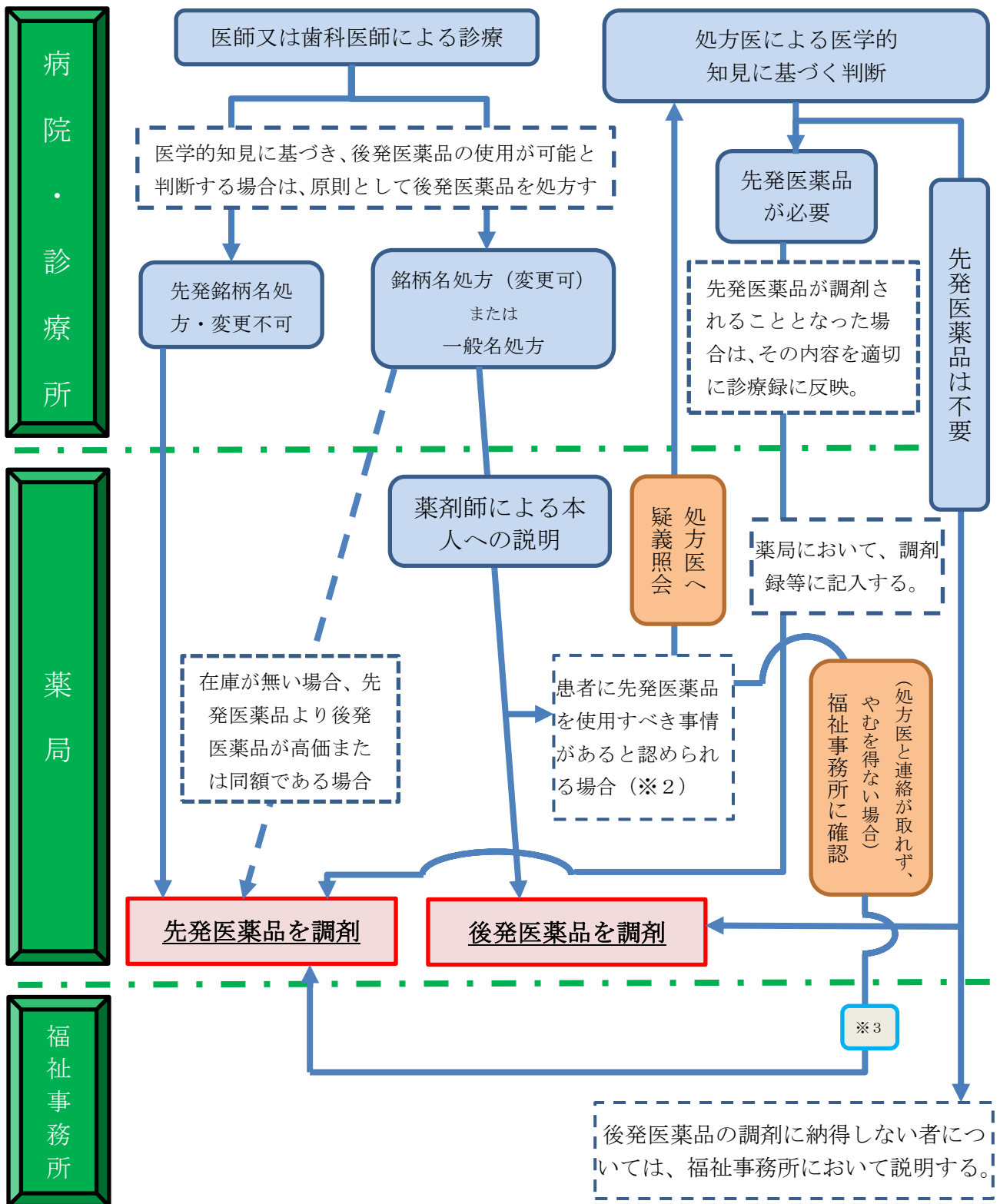
東京都福祉保健局トップページ>生活の福祉>生活保護>生活保護法改正による  
後発医薬品の使用原則化について（生活保護法指定医療機関・指定薬局の皆様へ）

[URL] <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/seikatsu/hogo/seiho-kouhatuiyakuhin.html>

#### 【照会先】

八王子市福祉部生活福祉総務課医療担当（042-620-7476）

## 調剤に至るフロー図



※1：薬局において在庫が無い場合を除く。ただし、その場合、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努める。

※2：患者が十分に自身の状況を医師等に伝えられず、薬局において、後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬が期待できないと認められるような場合等が想定される。

※3：処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認し、先発医薬品を調剤することも可能。（休日・夜間等福祉事務所にも連絡がとれない場合は、福祉事務所に事後報告でも可。）

⇒薬剤師は速やかに処方医に対し、調剤した薬剤について情報提供を行うとともに、次回の処方内容について確認する。



げんそく **原則ジェネリック医薬品** ( いやくひん **後発医** )

やくひん **薬品** ) つか **を使ってください!**



つぎ だんたい \* 次の団体でジェネリック医薬品に関する一般的なご質問にお答えします。

- ・ どくりつぎょうせいほうじん 独立行政法人 いやくひんいりょう き き そうごうきこう 医薬品医療機器総合機構
- ・ こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほんやくざいしかい 日本薬剤師会
- ・ にほん 日本ジェネリック製薬協会 せいやくきょうかい
- ・ いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 にほん いやくひんがっかい 日本ジェネリック医薬品学会

でんわ 電話 : 03-3506-9457

でんわ 電話 : 03-3353-2251

でんわ 電話 : 03-3279-1890

でんわ 電話 : 03-3438-1073

# 1. ジェネリック医薬品とは??

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量を含み、安全性も同等であることが証明され、厚生労働省が厳正に審査し、承認したものです。

# 2. 生活保護を利用している方は、ジェネリック医薬品を原則使用することになっています。

現在、国全体でジェネリック医薬品の利用を促しています。医師が、ジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、ジェネリック医薬品を原則使用することが法律で定められていますので、ご理解ご協力願います。

# 3. まずは主治医に相談を!

ジェネリック医薬品を使い始めて違和感があった場合は、他の薬に変えてもらうよう主治医に相談してください。

# 4. 医療機関の適正な利用をお願いします。

- ・医療機関にかかる前に福祉事務所に届出をしてください。
- ・同じ病気やけがで複数の医療機関にかかることはやめてください。
- ・急病の場合を除いて、休日や夜間に医療機関にかかることは控えてください。
- ・自宅からなるべく近いかかりつけの医師・薬剤師を見つけましょう。
- ・病院・診療所・薬局に行くときはおくすり手帳を持って行きましょう。

## **第4**

### **中国残留邦人等に対する支援給付のあらまし**

# 中国残留邦人等に対する支援給付のあらまし

## 1 支援給付の概要

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人等支援法」という。)による支援給付は、先の大戦末期に生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれた特別の事情に鑑み、平成20年4月1日から実施されている制度です。

中国残留邦人等に対して、満額の老齢基礎年金を受給してもなお、生活の安定が十分に図れない場合に、中国残留邦人等及び配偶者に支給されるものです。

支援給付は、中国残留邦人等支援法第14条第4項により、同法に特別の定めがある場合を除き、生活保護法の規定の例によることとされています。

## 2 支援給付の対象者

老齢基礎年金の満額支給の対象となる方【※1】とその配偶者【※2】で、世帯の収入が一定の基準に満たない方

【※1】老齢基礎年金の満額支給の対象となるのは、所定の要件に該当する中国残留邦人等です。対象となるためには、厚生労働省へ申請し、調査・認定を受けることが必要です。

【※2】原則として、永住帰国の前から継続して配偶者である方が対象となりますが、例外規定があります。

## 3 支援給付の種類

生活、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の7種類で、各支援給付の内容・基準は、原則として生活保護法の規定の例によります。

## 4 支援給付の実施機関

都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が支援給付の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要支援者に対して支援給付を決定し、実施する義務を負っています。

八王子市においては、市長が支援給付の決定、実施に関する事務を行います(生活保護については、福祉事務所長が決定、実施に関する事務を行います)。

## 5 指定医療機関

中国残留邦人等に対する医療支援給付のための医療を担当する機関は、生活保護の場合と同様、指定を受けることが必要です。

八王子市では、生活保護の指定申請書の様式中に、支援給付の指定申請も兼ねる旨を記載し、生活保護法に基づく指定と併せて、中国残留邦人等支援法に基づく指定が行われるようにしています。

なお、中国残留邦人等支援法施行時（平成20年4月1日）に生活保護法に基づく指定を受けていた医療機関は、中国残留邦人等支援法の指定医療機関としてみなされます。

## 6 生活保護との運用上の主な違い

### ア 実施機関

中国残留邦人等に対する支援給付の事務については、八王子市長が行います。  
八王子市役所での担当所管は、福祉部福祉政策課となります。

指定に関する各種届け出につきましては、「5」のとおり、生活保護の指定と併せて八王子市福祉事務所（福祉部生活福祉総務課・医療担当）で受け付けていたします。

### イ 指定医療機関受診手続き

医療券等は実施機関から直接医療機関へ送付いたします。

支援給付受給者は、医療機関で受診する際に、医療券等を提出するかわりに、「本人確認証」を医療機関等の窓口へ提示することになっています。受診後に、受給者の氏名・生年月日を市役所福祉政策課（連絡先は以下のとおり）までお知らせください。後日、医療券等を送付いたします。（FAXの際には別紙をご利用ください。）

#### 【参考】本人確認証様式【※】

（表）

（裏）

本人確認証 NO〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和△△年△△月△△日

性 別

住 所 八王子市〇〇町△△一△

写真

上記の者については中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。

発行日 令和4年4月1日 八王子市長 石森 孝志

この確認証の有効期間  
令和4年（2022年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

注意

(1)この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。

(2)この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出てください。

(3)この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。

①御本人が支援給付を受けなくなったとき。

②確認証の記載事項に変更があったとき。

③確認証の有効期間が満了したとき。

④確認証が使用に耐えなくなったとき。

⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。

(4)医療機関で受診する際には、この確認証を窓口へ提示して下さい。

連絡先 八王子市福祉政策課 TEL042-621-2330

【※】有効期間は2年間としています。更新時に細部が変更される場合があります。

#### 【中国残留邦人等支援事務担当所管】八王子市福祉部福祉政策課

中国残留邦人支援担当

電話：042-621-2330

FAX：042-628-2477

八王子市福祉部福祉政策課

医療券・調剤券請求用紙

受給者番号	受診月	備考(処方元)※

※調剤の場合は、処方元医療機関名を記入してください。

医療機関名：

電話番号：



令和5年度（2023年度）

生活保護法及び中国残留邦人等支援法指定医療機関一般指導

令和6年1月発行

発行 八王子市福祉部

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042（626）3111（代表）